

# 平安時代の喪服 —諒闇装束を中心に—

増田 美子

(学習院女子大学国際文化交流学部)

原稿受付平成 13 年 3 月 3 日；原稿受理平成 13 年 8 月 15 日

## The Mourning Dress in the Heian Period

—With a Focus on the Ryoan Shozoku—

Yoshiko MASUDA

*Faculty of Intercultural Studies, Gakushuin Women's College, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8650*

A certain style of mourning dress was established in the first part of the Heian period, and while almost all of the basic styles. Continued to be worn in later years, the more formal style did not appear until the latter part of the period. The formal style was called Sokutai and the informal one was known as Noushi, the same as those for the Kichibuku (normal dress), while the color itself played a key role.

In the case of the Ryoan Shozoku, dressing in a blackish Tsurubami (dark brown) was normal, and Ihou (outer garments designed for each job ranking) was worn for service in the Imperial Palace.

For public funeral occasions, mourning dress other than the Ryoan were Mumon Kan (plain cap without any pattern) and Nibiuro Hou (dark grey outer garments), Mumon Kan and Mumon Hou (outer garments without any pattern), and Aya Kan (cap with a pattern) and Aya Hou (outer garments with patterns) in descending order of relationship intimacy. The colors of Sitagasane (underwear) and Hakama (pants) were Nibiuro, Ao Nibiuro (bluish dark grey), Ao Kuchibairo (bluish brown) Ki Kuchibairo (yellowish brown) in descending order of the intimacy of relationship. Each person selected a combination of the style of the costume and the color from among those mentioned above, based on his or her own state of mind at each occasion. After the 49th day from the passing, which came to represent the end of one of the mourning periods, the color of the mourning dresses were gradually changed to lighter ones. Private mourning dress was also worn in accordance with public dress in principle, and females also changed their Kichibuku to those of dark grey colors.

(Received March 3, 2001; Accepted in revised form August 15, 2001)

**Keywords:** mourning dress 喪服, Ryoan Shozoku 諒闇装束, Shinso Shozoku 心喪装束, Tsurubami no Hou 椋袍, Nibiuro 鈍色, Heian period 平安時代.

### 1. はじめに

本学会誌 Vol. 51, No. 4 掲載の拙稿「平安時代の葬送装束—素服を中心に—」でも触れたように、平安時代の葬送儀礼に関する研究は多少なされているが、この時代の人の死に関わる装束についての研究は皆無といってもよい状態である<sup>\*1</sup>。したがって本論は、前稿の葬送装束に引き続き、平安時代の服喪服についてそ

の実態を明確にすることを目的としたものである。中でも諒闇装束は公の喪服であるため、記録が比較的多く残っているので、これを中心にみてゆくこととする。

平安時代を、服飾変化の時期を基準に、前期・中期・後期の三期に分けて考察してゆくことも前稿と同様である。前期は、平安遷都から安和の変（969）頃まで、中期は藤原貴族政権の絶頂期から院政開始（1086）まで、後期は院政・源平の戦乱期を経ての鎌倉幕府の成立（1192）までとする。

天皇が父母の喪に服す期間が諒闇であるが<sup>\*2</sup>、父母

<sup>\*1</sup> 江馬 務「葬式の変遷と種類」（『江馬務著作集』7巻、中央公論社）1927、『平安時代史事典』（角川書店）1994等に断片的に触れられているにすぎない。

以外でも先帝が亡くなった時は、準じて諒闇とした例もある。その期間は、奈良時代の養老喪葬令服忌条により1年と定められていた。この間は、基本的には国民全てが喪に服したのであるが、この制は、平安前期になると質素儉約の主旨から停止されることが多くなり、喪に服するのは宮中のみとなっていた。

前稿で記したように、天皇は父母が亡くなると錫紵を着用したが、その期間は、月を日に換算して13日間（満1年は13カ月）というのが基本であった。また、親族と素服を給わった特定の諸臣も素服を着用した。

この錫紵・素服を除いた後、1年の喪が明けるまでの心喪期間着用するのが諒闇装束である。

諒闇以外の服忌も平安時代を通じて基本的に養老喪葬令服忌条及び假寧令に依っており、天皇・父母・夫・本主の死には1年、祖父母・養父母には5カ月、曾祖父母・外祖父母・伯叔父姑（父方のおじおば）・妻・兄弟姉妹・夫の父母・嫡子には3カ月、高祖父母・舅姨（母方のおじおば）・嫡母・継母・同居の継父・異父の兄弟姉妹・衆子・嫡孫には1カ月、衆孫・従父兄弟姉妹・兄弟の子には7日間の喪に服す定めとなっており、やはりこの期間は服喪服を着用した。また、職事官（職についている役人）が父母の喪にあった場合には1年（13カ月）の解官となり、家で服喪し、服忌を終えると再任される建前となっていた。夫・祖父母・養父母・外祖父母の喪の場合には30日の、妻・兄弟姉妹等3カ月の服喪期間の親族の場合は20日の、1カ月の服喪期間の場合は10日の、7日の服喪期間の場合は3日の休暇が与えられ、この間は原則として忌籠るものとされていた（岡田<sup>1)</sup>参照）。

## 2. 平安前期

『西宮記』巻17 袍・喪服条に、当時の服喪服についての記述がみられる。

冬遭<sub>レ</sub>喪者、一周間、服<sub>二</sub>冬装束<sub>一</sub>、夏遭<sub>レ</sub>喪者、又一周用<sub>二</sub>夏衣<sub>一</sub>、当朝元無<sub>二</sub>夏冬衣<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>滋野相公起請<sub>一</sub>、夏冬更衣。重服者、尚依<sub>二</sub>旧制<sub>一</sub>歟。

即ち、冬に喪に遭った者は周忌が明けるまで冬装束のままで服喪し、夏に喪に遭った者はやはり周忌が明けるまで夏装束のままで服喪するというのが、本来の服忌の姿であったようである。しかし、滋野相公の起

請により、季節の変化に伴って夏冬の衣替えがなされるようになった。ただ、重服者（父母の喪に服す者）だけは従来そのままを継承したようである。古来、不幸があるとその時の状態を変えないというしきたりがあり、これに倣って装束も変えなかったものと思われる。

また、これらの服喪服は素服（錫紵）を除いた後着用するものであり、素服期間中は、延長8年（930）に醍醐太上天皇が崩御した時の『吏部王記』に、

十二日山作所於<sub>二</sub>山陵<sub>一</sub>、立<sub>二</sub>卒塔婆三基之<sub>一</sub>、是日、孝子等暫脱<sub>二</sub>商布衣<sub>一</sub>、每<sub>二</sub>七日<sub>一</sub>著<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、其間著<sub>二</sub>鈍色布直衣<sub>一</sub>。（延長8年10月12日条）

と記されているように、孝子（父母の喪に服する子）は鈍色の麻布製直衣を着用したことがわかる。この時の朱雀天皇は醍醐太上天皇の子であり、当然この鈍色麻布直衣を着用したと思われる。そして、前稿でも触れたように、素服を除くまでの間の7日毎の法要の時には、この上に素服を着用したのである。

### (1) 天皇

承和7年（840）5月8日に淳和太上天皇が崩御し、翌9日に仁明天皇（甥）は素服を着けた。そして、15日目の5月23日に素服を除いたのであるが、その時のことを『続日本後紀』は次のように記している。

天皇除<sub>二</sub>素服<sub>一</sub>、着<sub>二</sub>堅絹御冠<sub>一</sub>、橡染御衣<sub>一</sub>。以臨<sub>二</sub>朝也<sub>一</sub>。御簾及屏風之縁、並用<sub>二</sub>墨染細布<sub>一</sub>。

これによると、仁明天皇は素服を除いた後「堅絹冠・橡染衣」を着用している。この橡染衣であるが、『西宮記』に、

帝王雖<sub>レ</sub>随<sub>二</sub>以<sub>一</sub>日易<sub>二</sub>月之制<sub>一</sub>、一周間依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>臨<sub>二</sub>朝<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>服<sub>二</sub>位袍<sub>一</sub>、着<sub>二</sub>黒橡衣<sub>一</sub>。

（巻17 袍・喪服条）

とみえる黒橡衣のことと思われる。

当時の喪の色として鈍色や黒橡という色名が用いられているが、果たしてこれらはいかなる色相の色であったのであろうか。康保4年（967）5月25日に村上天皇は在位のまま崩御し、冷泉天皇（子）が即位して諒闇となった。この時の様子を『栄花物語』は次のように記している。

宮々御方がたの墨染めどもあはれにかなし。同じ諒闇なれど、これはいとおどろおどしければ、たゞ一天下の人烏のやうなり。四方山の椎柴残らじと見ゆるも、あはれになん。（巻1月の宴）

これによると、村上天皇の子達は「墨染め」を着ているが、これは重服の色であり鈍色のことと思われる。即ち当時の鈍色は墨染め色であり、奈良時代の錫紵の

\*2『西宮記』巻12 諒闇条の注に、「謂天子遭<sub>二</sub>父母喪<sub>一</sub>、礼記云<sub>二</sub>梁譜<sub>一</sub>、史記云<sub>二</sub>亮闇<sub>一</sub>」とみえる。

## 平安時代の喪服

色を継承していることが窺える<sup>\*3</sup>。また、諒闇装束を染めるのに椎柴を使用したことが記されており、当時の黒橡は椎木染めであったこともわかる。奈良時代においては、橡（櫟の実・いわゆるどんぐり）を灰汁媒染で染色した茶褐色系統の色が橡色であった（増田<sup>2)</sup>参照）。従って黒橡は、橡色の黒味がかかった色即ち少し褐色がかかった黒色が本来の色であったと思われる。しかし、諒闇の度に黒橡を染めるとなると、櫟の実のみでは間に合わなくなり、櫟に近い椎の実さらにはこれらの木の枝（柴）も染料として使用されたのであろう<sup>\*4</sup>。即ち、黒橡は上村氏の主張のように単なる橡の鉄媒染染め（上村<sup>3)</sup>参照）というものではなく、橡染めに黒（ふしがね）を加えた褐色味を帯びた黒色と思われるのである。

天暦8年（954）2月22日に、亡大後の七七忌の法要が営まれた。この時の村上天皇の装束を『西宮記』は、

服、黒橡袍、鈍色下襲、同表袴、烏犀帶、着、重服冠。（卷19衣服者装束条）

と記している。大後は天皇の生母であり諒闇である。錫紵は1月22日に除いており、袍は黒橡を着たのであるが、四十九日の法要の時であるから下襲と表袴は鈍色にしたのであろう。烏犀帶・重服冠については、同じく『西宮記』の卷19衣服者装束条に、

切上緒繩纓冠、右以鹿絹、作之。牛角帶、帝王用、烏犀黒角。黒造劔、白革装束、赤沓、王公黒革。

と記されている。これによると烏犀帶は「烏犀黒角」とみえ、石帯の石の代わりに黒い犀角の飾りがついた帯と思われる。これは喪の際は天皇のみの締めるものであった。重服冠は、この『西宮記』の切上緒繩纓冠と同一のものと思われる。中国古代の喪制ではもっとも重い斬衰（父親・夫等の喪に服する場合）の時の冠に繩纓がつくが、恐らく我が国の切上緒繩纓冠もこの制に倣って採用されたものが、平安時代になってもまだ継承されているということであろう。残念ながら、中国古代の繩纓は一条の縄を用いるとしか記されていないので（章<sup>4)</sup>参照）、我が国の「切上緒」を明らかにする史料にはならない。「切上」は「一段落（区切り）をつけること」の意なので、一定の長さに切った緒で絢った縄の纓のついた冠ということであろうか。即ち、当時の重服冠は目の粗い絹製で繩纓のついた冠であっ

たことが窺える。『西宮記』にはこの他に黒造劔を佩び赤沓をはくことがみえる。

以上のことから、平安前期における天皇の重服の場合の法要時の装いは、基本的には「重服冠（切上緒繩纓冠）・黒橡袍・鈍色下襲・鈍色表袴・烏犀帶・黒造劔・赤沓」という構成であったことが窺える。

天皇が諒闇以外の喪に服す時の装束については、『小右記』に次の記述がみえる。

応和中宮崩時、御心喪月三个月、卷纓令、着、薄鈍色、給由、見、故殿彼年六月十九日御記、是官奏御装束也。（万治4年12月30日条）

応和4年（964）4月29日に中宮藤原安子が亡くなった時、村上天皇（夫）は養老令の規定どおり3カ月の喪に服したのであるが、その時の天皇の喪服は卷纓冠に薄鈍色衣であった。

しかし、その色については、

延喜23年、主上依、先坊御事、御心喪之間御服鈍色云々。又、天暦6年依、朱雀院御事、御心喪之間同鈍色云々。彼時、臣下皆雖、奏、不、可、然之由、起、自、叡慮、着、給云々。

（『左経記』長元9年5月13日条）

の如く、延喜23年（923）・天暦6年（952）の時は、いずれも鈍色の服喪服を着用したことがみえる。しかしこの件に関しては、諸臣の進言は鈍色でないほうが良いというものであった。にもかかわらず、天皇は自らの判断で鈍色を着たことも追記されている。延喜23年というのは、醍醐天皇が亡皇太子保明親王の喪に、天暦6年は村上天皇が朱雀太上天皇の喪に服した時のことである。保明親王は醍醐天皇の皇子であり、朱雀太上天皇は村上天皇の兄である。いずれも養老令服紀条によれば妻の喪に服す時と同様に3カ月の服喪である。従って、その色は薄鈍色というのが一般的であり、臣下は薄鈍色着用を奏上したのであろう。しかし、醍醐天皇の場合は最愛の皇太子を、また村上天皇の場合は同母兄を亡くしたのであり、その悲しみの大きさが色を濃くして鈍色着用となったと思われる。

先記の承和7年（淳和太上天皇崩御）の時も、仁明天皇はその甥に当たるため、やはり前記の例と同様に服喪期間は3カ月となるはずである。にもかかわらずこの時は、「令、五畿内七道諸国、諒闇之間、停、釋尊祭」（『統日本後紀』承和7年7月条）の如く諒闇となっており、素服着用期間も13日であった（実際は忌日の関係で15日）。恐らく、仁明天皇は淳和天皇の皇太子として立ち、讓位によって即位したという経緯

<sup>\*3</sup>『令集解』に「釈云…錫紵者…墨染浅色耳」とみえる。

<sup>\*4</sup> 実際に櫟木で染色してみても、実よりは染色性は少し劣るが実で染めたのと大差ない色相が得られる。

から、父帝に準ずる扱いとなったのであろう。従って、その服喪服も諒闇と同様に黒椶となったと思われる。

即ち当時の天皇の服喪服の表衣の色は、諒闇の場合は黒椶、その他の場合は薄鈍色が一般的であったが、薄鈍色は、心境によりその色を濃くすることも行われたことがわかる。諒闇の時の服喪服の構成は、日常的には「堅絹冠・黒椶衣」であり、法要等の時は「切上緒縄纒冠・黒椶袍・鈍色下襲・鈍色表袴・烏犀黒角帯・黒造劔・赤沓」というものであった。

## (2) 諸 臣

諸臣の諒闇服について『西宮記』は、

侍臣等、依宣旨、衣黒椶、弁少納言、式部、兵部等輔丞、候殿上輩、随本官役之時、用位袍。  
(巻17 袍・喪服条)

の如く記している。諸臣の中でも、椶の宣旨の出された者だけが黒椶袍を着用した。そして、殿上で本官の職務に就く時は、彼等も位袍を着用したのである。

諒闇以外の宮中における不幸の場合は、諸臣は薄鈍色を着用した。応和4年の村上天皇中宮安子が亡くなった時の装束について『栄花物語』は、

内にも東宮にも皆御服あるべければ、諒闇だちたれど、これは殿上人なども薄鈍をぞ著たる。

(巻1月の宴)

の如く記している。中宮の薨去に伴い、宮中も東宮も服喪となったのでまるで諒闇の風であるが、この場合は諒闇ではないので、諸臣の服喪服は薄鈍色となっている。

天暦6年(952)の朱雀院崩御時の装束については『小右記』に次のように記されている。

但朱雀院例、一周忌之間、卿相・侍臣、節会・行幸・神事等外、着鈍色。

(寛弘8年7月15日条)

これは一条上皇崩御に伴っての服喪装束を定める為に、その先例を調べて記したものであるが、朱雀院の時には、一周忌の間公卿と侍臣は節会・行幸・神事の時以外はずっと鈍色を着用していたことがみえる。先に記したように、この場合は薄鈍色が本来の色であったが、天皇がその悲しみの深さから鈍色を着たために、諸臣もこれに倣って鈍色着用となったのであろう。

公卿等が私的な喪に服す場合の装いであるが、重服の場合は、天皇の諒闇の所で引用した『西宮記』巻17 袍・服者装束条にみえる。これによると、王・公卿の重服は「切上緒縄纒冠・牛角帯・黒革沓」というものであった。牛角帯は天皇の烏犀黒角帯と同様に、

牛角の飾りのついた帯と思われる。

軽服についても同じく『西宮記』に、

人之為養子、為実父若養父、随親疎着服之時、用軽服、無文冠、位袍、黒表衣袴(巻19では黒表袴)、襪、例沓、未知旧例、近代所見也。  
(巻17 袍・服者装束条)

とみえる。その構成は「無文冠・位袍・黒表袴・襪・沓」というものであり、無文冠は何も記していないところからすると、恐らく日常の垂纒冠を無文にしたものであろう。表袴は黒色を用いた。この軽服と天皇の重服の構成から推測すると、公卿等の重服の際の法要装束は「切上緒縄纒冠・鈍色袍・鈍色下襲・鈍色表袴・牛角帯・黒革沓」という構成であった可能性が大きい。また天皇も含めて重服の場合は、1年の服喪期間が終了した後も、すぐに平常服にもどるのではなく、1カ月間だけは軽装の心喪装束を着けた\*5。『西宮記』巻17 袍・心喪装束条に、

綾冠、綾袍、青朽葉、青鈍袴等也。或用無文冠、除重服之後、一月着軽服。

と記されている。その装束は、常の冠(文羅の冠)と常の綾袍に、青朽葉色の下襲と青鈍色の袴を着けるというものであった。青朽葉色は朽葉色(赤みを帯びた黄色)の青みがかかった色、青鈍色は鈍色の青みがかかった色即ち青みがかかった墨色であろう。冠は、心境により無文冠を着けることもあった。

## 3. 平安中期

### (1) 天 皇

寛弘8年(1011)10月24日に崩御した冷泉太上天皇の喪に服した三条天皇(子)の諒闇服については、

是日、天皇除素服、著御椶御衣、公卿侍臣、同著之。  
(『日本紀略』11月27日条)

の如く記されている。着服から12日目に素服を除き、椶の諒闇装束となっている。ここも椶としか記されていないが、黒椶と考えて間違いないであろう。11世紀に入っても、『西宮記』に記された諒闇装束は基本的には変化していない。

天皇が親以外の親族の喪に服す時の喪服であるが、万寿4年(1027)12月4日に藤原道長が亡くなった。この時、外孫である後一条天皇の喪服について種々検討されたことが『小右記』に記されている。

\*5 女性の場合も同様で、中期の例であるが『源氏物語』総角巻に八宮の姫達が周忌が過ぎて薄鈍色に衣替えしていることがみえる。

## 平安時代の喪服

今廻思慮、只輕重可<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>御定<sub>一</sub>、元正御装束、  
鈍色如何。無文御冠、青鈍御服宜乎。…端書云。  
過<sub>二</sub>元三日<sub>一</sub>之後、本服程可<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>御鈍色<sub>一</sub>云々。

(12月30日条)

今回の場合も外祖父の喪に服するのであるから、服紀令からすれば先引の村上天皇が妻の喪に服した応和4年の例と同じとなり、薄鈍色ということになる。しかし、今回は服喪期間が正月にかかり、正月の装束が鈍色というのはどうかと思われるので、無文冠に青鈍色の服が良いのではないかということになった。ただし、正月の三が日が過ぎたら、本来の喪服である薄鈍色を着用すべきであると端書に記されている。

平安中期になっても基本的に前記末の服喪服の制は継承されていたが、時と場合によってはその色を変えることも行われたことが窺える。後一条天皇の場合は、正月三が日だけはより軽い青鈍色を装ったのである。

## (2) 諸 臣

まず諒闇装束であるが、前期を継承して黒橡であることには変わらない。このことは、先記の『日本紀略』の記述からも明らかであるが、『栄花物語』にも次のように見える。万寿4年(1027)9月14日に皇太后妍子(三条院皇后)が、そして同じ年の12月4日には藤原道長がと相次いで不幸があった。この時のことを、

9月よりは、殿ばら皆皇太后宮の御うすにはひにておはしまし、宮司などこまやかなりつるに、黒橡にならせ給。世中の十が九は、皆鈍み渡りたり。いはゞ諒闇ともいひつべし。公よりも「諒闇せよ」といふ宣旨下りたればなりけり。

(巻30つるのはやし)

と記している。9月に亡くなった皇太后の服喪中のため皇子達は皆薄鈍色で、皇太后に仕えていた役人達は鈍色であったが、道長の薨去に伴い「諒闇にせよ」との宣旨が下ったため、皆黒橡になったのである。道長は後一条天皇にとっては外祖父であり、本来は諒闇にはならないが、道長の権勢が諒闇にさせたのであろう。しかし先に記したように、後一条天皇の装いは諒闇装束ではなかった。

諒闇以外の公の服喪服であるが、寛弘8年(1011)6月22日に崩御した一条太上天皇の喪中の装束について種々検討したことが『小右記』にみえる。

十四日…御四十九日間、不<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>鈍衣<sub>一</sub>候<sub>二</sub>院<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>便宜<sub>一</sub>、至<sub>レ</sub>今、着<sub>二</sub>鈍色<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>参入<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>了者<sub>一</sub>。但参内之時、可<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>心喪装束<sub>一</sub>云々。

十七日…御傍親并院司及給<sub>二</sub>素服<sub>一</sub>之人外、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>鈍色<sub>一</sub>。如<sub>二</sub>初定<sub>一</sub>、着<sub>二</sub>心喪装束<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>参<sub>二</sub>院及内裏<sub>一</sub>者。  
(寛弘8年7月条)

これによると、四十九日までは、親族と太上天皇に仕えていた者及び素服を給わった者のみが鈍色を着け、その他の者は心喪装束で参院・参内することになったことが窺える。当時の心喪装束であるが、同じく『小右記』に、

右大臣・内大臣・余…不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>鈍色<sub>一</sub>、只可<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>心喪服<sub>一</sub>。朽葉色下襲・青鈍色袴云々。

(寛弘8年7月条)

の如くみえ、それは朽葉色下襲・青鈍色袴というものであった。恐らくこれは前期の心喪服である「綾冠・綾袍・青朽葉下襲・青鈍色袴」を継承したものと思われる。

また、この頃になると養老喪葬令の服紀条にはみられなかった四十九日という仏教上の区切りが、服忌にも影響を及ぼしていることが窺える。『源氏物語』にも、

御四十九日までは、女御・御息所たちみな院に集ひ給へりつるを、すぎぬればちりぢりにまかで給ふ。  
(賢木条)

の如く、桐壺院が崩御して院に籠もっていた妻や女官達は、四十九日を区切りとして、皆それぞれ院から退出してちりぢりになったことがみえる。

7月22日に故一条太上天皇の法要が営まれたが、この時の装束は、

内大臣・左兵衛督、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>鈍色<sub>一</sub>之定内、而皆着<sub>二</sub>鈍色<sub>一</sub>。就中内大臣着<sub>二</sub>深鈍色<sub>一</sub>、若是依<sub>二</sub>褻装束<sub>一</sub>、直衣。  
(『小右記』寛弘8年7月条)

というものであった。即ち、親族と院司・素服を給わった者以外は鈍色を着けてはいけなと決められていたにもかかわらず、内大臣と左兵衛督は鈍色を着けていた。中でも内大臣は深鈍色を着けていたがこれは褻装束(直衣)を着用していたことによるものかと著者(藤原実資)は記している。結局一応の決まりがあってもその人の心持ちによって、鈍色の着用もあったことが窺える。七七忌の法要の時はどうするかとまた議論となったが、結局、

左府被<sub>レ</sub>命云、御傍親并院司外、可<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>意者<sub>一</sub>。

(『小右記』寛弘8年7月条)

ということになり、左大臣道長の命令によって親族と院司は鈍色を着けるが、その他の者はそれぞれの意に任せるということとなった。その結果は、

未剋参院。着綾冠・綾表衣・縑青鈍下襲・青鈍表袴。…今日参入卿相，右大臣，内大臣，着鈍色，大納言公任，着青朽葉，如<sub>レ</sub>下官，中納言時光，無文冠・無文表衣・黄朽葉下重・青鈍表袴，参議懷平，如<sub>レ</sub>公任，経房，鈍色，実成，如<sub>レ</sub>時光卿，但青朽葉，三位中将教通，鈍色，…頭弁道方・蔵人少納言能信，日来着青朽葉，而今依<sub>レ</sub>左府命，着青鈍色，当時職事人，变<sub>レ</sub>日来装束，忽着鈍色如何，人々傾耳。…御傍親及不<sub>レ</sub>兼<sub>レ</sub>内殿上<sub>レ</sub>之者，皆着鈍色。

(『小右記』寛弘8年8月条)

の如くであった。即ち，親族と宮中内殿上人以外の院司は全員鈍色を着けたが，その他の者は，その人の心持ちにより鈍色を着ける者，無文冠・無文袍・黄朽葉下襲・青鈍色表袴という構成の者，実資のように常の綾冠・綾袍に下襲と袴のみを青鈍色(軽服の心喪装束)とする者もいた。ただ，近習の頭弁道方や蔵人少納言能信は日頃は青朽葉色を着用していたが，今回は道長の命により青鈍色を着けた。

長元9年(1036)4月17日後一条天皇が在位のまま崩御し，後朱雀天皇(弟)は5月19日に錫紵を着け，3日後の21日に錫紵を除いた。諸臣が素服を除いたのは着服から35日目の6月23日であった。この間は素服を給わった者は，法事の度に素服を着けて参会したのである。5月25日の仏事の時の様子を『左経記』は，

東対簾中，関白相府竝素服公卿等祇候，東廂，同侍臣等祇候，関白雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>素服，鈍色束帶，依<sub>レ</sub>坐<sub>レ</sub>簾中，不<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>劔笏等。内府以下，皆脱<sub>レ</sub>袍并下襲，着<sub>レ</sub>素服，依<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>簾中，有<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>帶劔。…未剋，公卿侍臣参<sub>レ</sub>会殿上，…其装束，公卿皆青朽葉下襲，青鈍表袴，綾袍冠，右府無文冠卷縷，但民部卿，左衛門督，右宰相中将等鈍色，侍臣皆鈍色，但左中将良頼朝臣二藍，右中将俊家，右衛門権佐範国等如<sub>レ</sub>公卿，是為<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>当時職事也，此外侍中地下諸大夫皆鈍色，但弁少納言輩同<sub>レ</sub>公卿。

(類從雜例長元9年条)

の如く記している。関白頼通は素服を給わらなかったが，鈍色の束帶を着け，素服を給わった内大臣以下公卿や侍臣は皆袍と下襲を脱いで，素服(鈍色麻布製縫腋袍)を着た。前稿でも触れたように，本来は素服は束帶の上に着用するものであるが，恐らくこの時は旧暦の5月25日のことであり，暑さの為に袍と下襲を脱いで着用のようになったことと思われる。しかし，6月6日に行われた七七忌の法要の時は，

今日素服公卿，有<sub>レ</sub>議，不<sub>レ</sub>脱<sub>レ</sub>位袍，其上着<sub>レ</sub>素服矣。(『左経記』類從雜例長元9年条)

の如く，議があつて位袍の上に素服を着けた。素服は束帶の上に着用することが正式であつたことは明らかである。

素服以外の公卿は綾冠・綾袍に青朽葉下襲・青鈍表袴という心喪装束が一般的であつたが，中には右大臣のように冠を無文卷縷冠にした者もいた。その他は鈍色が多かつたが，職事に当たる者は素服以外の公卿と同様に，軽い喪服を着用した。

素服を脱いだ後の装束であるが，同じく『左経記』に，

6月23日…辰剋，於<sub>レ</sub>南庭，解除脱<sub>レ</sub>素服，祓後棄<sub>レ</sub>河原，束帶参殿，青朽葉，青鈍表袴，綾袍，冠等。

(類從雜例長元9年条)

とみえ，著者の源経頼は参殿の時に「綾冠・綾袍・青朽葉下襲・青鈍表袴」という心喪装束を装っている。

貴族男性の私的な喪服であるが，重服時の法要等の装束は前期末の『西宮記』記載のものを継承していると考えられる。重服以外の服喪服も，前期と同様に薄鈍色であることは『源氏物語』の次の記述からも明らかである。葵の上が亡くなり，夫の源氏は，

にばめる御衣たてまつれるも，夢の心地して，「われさきだゝましかば，ふかくぞ，染め給はまし」と思すさへ，

かぎりあれば薄墨衣あさけれど涙ぞ袖をふちとなしける

とて，念誦し給へるさま…。 (葵)

の如く，自分が先だった場合は1年という重い喪になるので，妻は濃い鈍色を着けたであろうが，制限があるので自分は薄鈍色しか着られないと嘆いており，重い喪服が濃鈍色で，軽い喪服が薄鈍色であつたことが裏付けられる。そして喪明けまでは鈍色を着るのであるが，四十九日が過ぎると更にその色を薄くした。同じく『源氏物語』の葵の上が亡くなった時の記述であるが，正日(四十九日)が過ぎて，

中将の，鈍色の直衣・指貫うすらかに衣がへして，いとをゝしう，あざやかに，…。これは，いますこし，こまやかなる夏の直衣に，紅のつやゝかなる，ひき重ねて，… (葵)

の如く，弟の中将はより薄い鈍色に衣替えをしており，源氏は中将よりも少し濃いめの薄鈍色の直衣となっている。

一方，貴族女性の私的な喪服であるが，後一条天皇が崩御した時の中宮や皇女達の服喪の姿が『栄花物語』にみえる。

## 平安時代の喪服

八月つごもり方に渡らせ給。黒き御単がさねに、  
黒き御小桂奉りて、二所ながらおはします。…大  
宮、…黒き単の御衣に御髪は御衣よりは色にて…。

(巻33 きるはわびしとなげく女房)

これによると、中宮も姫宮達も皆黒い小桂や黒い単衣という姿である。『源氏物語』は、八の宮の死去に際しての娘の女王の服喪服を「濃き鈍色の単衣に、萱草のはかま」(椎本)と記している。いずれも重服であるからその色は濃く、『栄花物語』では「黒き」と記されているがこれは濃鈍色のことと考えて間違いないであろう。

即ち、平安中期の公の服喪服は、重いのが無文冠・鈍色袍(鈍色が濃い方がより重い。四十九日を過ぎると色を少し薄くした)であり、これに次ぐのが無文冠・無文袍で、最も軽いのが常の綾冠・綾袍で下襲・袴の色を変えろという姿であった。そして、色は重い順に鈍色、青鈍色、青朽葉、黄朽葉であったことも窺える。

私的な服喪服も公に準じるが、男女とも基本的には日常の装いを無文とし、その色を鈍色系統にするというものであった。そして、重い喪ほどその色を濃くした。

## 4. 平安後期

## (1) 天皇

建久3年(1192)3月13日に後白河法皇が崩御した。この時の後鳥羽天皇(孫)の装束について『明月記』は次のように記している。

次撤<sub>二</sub>倚廬御装束<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>御装束<sub>一</sub>、例<sub>二</sub>橡御袍御衣<sub>一</sub>、鈍色御袴、柑子色、御引直衣之由也。

(4月2日条)

この国書刊行会本『明月記』では、袴の色が鈍色と柑子色と二種類記されているが、同じ時のことを記した九条兼実の『玉葉』では、

着<sub>二</sub>御諒闇御衣<sub>一</sub>、…黒御直衣、鈍色二御衣、柑子色御袴等也。(建久3年4月2日条)

となっている。よって『明月記』の記述は「御衣、鈍色、御袴、柑子色」ではないかと思われる。後鳥羽天皇は後白河法皇の孫であり、本来からすると諒闇ではないが兼実は諒闇と記している。この時も諒闇とするか否か議論されたが、前期の仁明天皇の時のが先例となり、結局諒闇となった\*6。

即ち、平安末期の天皇の諒闇服は、黒橡直衣(御引

直衣)・鈍色衣・柑子色袴という構成であったことがわかる。

## (2) 諸臣

嘉承2年(1107)7月19日に在位のまま崩御した堀河天皇の諒闇中の装束について、藤原宗忠が『中右記』に詳細に記している。宗忠は有職故実にも長けており、その記述の信憑性は高いと思われるので、これにより当時の喪服をみてゆくこととする。同月24日に葬送が行われ、25日の夕刻より初七日の法要が営まれたが、この時の装束は次のようであった。

公卿多以被<sub>レ</sub>参、或束帶、或衣冠、或卷纓、或垂纓、但本自所候之殿上人、雖未<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>服衣<sub>一</sub>、皆以卷纓也。人々云。亡者在之時、万人卷纓。葬礼之後、不<sub>レ</sub>卷纓云々。此事可尋知歟。(嘉承2年7月25日条)

この初七日の日は拾骨の日であり、まだ殿上人達は喪服が間に合わなかったため、束帶や衣冠での参会となり、卷纓・垂纓入り混じっていたが、側近の者は皆卷纓冠にしていた。ただ、一般的には葬送までが卷纓で、葬送が終わり遺体が荼毘にふされたり埋葬された後は垂纓というのが当時の慣習であったようである。

7月28日に参内した旧臣たちの装束は、

殿上人服装束不同事、

布装束人々、基隆、宗輔、師時、…

無文位袍黒指貫、道時朝臣、顯国朝臣、…

件輩者、素服人々也。

其外旧臣、只着<sub>二</sub>諒闇装束<sub>一</sub>、或又此中頗黒色装束也。

(嘉承2年7月28日条)

の如くであった。崩御してまだ10日目のことである為、かなり重い装いをしているが、素服を給わった殿上人であっても麻布袍の者と無文位袍で指貫を黒にしている者といたことがわかる。そして、素服以外の殿上人は諒闇装束であったが、その色は濃い黒であった。

日を以て月に代える制に則って、8月5日に鳥羽天皇(子)は錫紵を脱いで諒闇装束となったのであるが、殿上人たちは、

從<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>、殿上人着<sub>二</sub>鶴食袍<sub>一</sub>云々。

(嘉承2年8月5日条)

の如く、この日より橡袍着用となっている。8月10日の三七日の法要も17日の四七の法要の時も、殆どの人が略服の直衣姿であった\*7。25日に堀河太上天皇の御齋会が催されたが、この時の装いについては次のようにみえる。

内大臣、源大納言、…、素服人々、下重<sub>二</sub>袴鼠色之袍也、

\*6『愚昧記』建久3年3月13日条参照。

余公卿ハにひろ也。旧臣道時朝臣以下，着素服輩，在此所。基隆朝臣，師時朝臣，…宗隆，此中内殿上人四人，顯国，顯重，雅兼，宗能，つるばみ。自余無文位袍。素服人々，不帶劔，不取笏，是先例也。

(嘉承2年8月25日条)

太上天皇の旧臣で素服の者は皆素服を着けて，劔は帶びず笏も持たないでの参会であったが，素服の下は装束は鼠色の袍・下襲・袴という構成であった。他の公卿は鈍色装束，素服を給わった殿上人で内裏の殿上人は橡袍，その他の者は無文位袍であった。9月7日に七七の法要が営まれたが，内大臣以下旧臣の公卿・殿上人は皆素服を着け，終わると素服を脱いだ<sup>\*7</sup>。そして，素服を着けてから65日目の9月29日に素服を除くべく仰せが下されたのであるが，著者の藤原宗忠も10月3日に，

酉時許出河原，與少将相共除素服。…但從素服至于衣袍，一年之間重服也。但参内時可用諒闇。

(嘉承2年10月3日条)

の如く河原で素服を脱いだ。しかし，主人(宗忠は堀河天皇に仕えていた)が崩御したのであるから，1年間は重い喪服(鈍色)を着，宮中に参内する時だけは諒闇装束の橡袍であると記している。

安元2年(1176)7月8日に建春門院(後白河后)が亡くなり，子の高倉天皇が服喪し諒闇となった。その年の12月5日に京官の除目が行われたのであるが，この時の九条兼実の服飾は，

無文冠卷纓，無文位袍，裏鈍色，鈍色平絹下襲，裏中陪皆鈍色，同色表袴，中陪鈍色，裏紅色，白平絹袷一重，袷大口，如例，白襪，如例，黒漆鞞銀造劔，装束無文青革也，鈍色平緒斑犀帶，…沓裏押白生絹。

(『玉葉』安元2年12月5日条)

というものであった。この日の兼実の装いは，心喪服の中でも中程度のものであるが，無文位袍の裏は鈍色とし，また下襲・袴ともに鈍色で鈍色の中陪も加わっており，冠も卷纓にしている。この日は，崩御してから5カ月が経過しており，しかも法要ではなく除目の日であるにもかかわらず，かなり重い装いとなっている。

<sup>\*7</sup>『中右記』嘉承2年8月10日条に「今日第三七日也。…重輕服人々皆取之，皆直衣」と，また同書8月17日条にも「今日当四七日。…藤宰相，以上直衣」とみえる。

<sup>\*8</sup>『中右記』嘉承2年9月7日条。「今日本院御法事也。…事了。…次公卿退下。素服人々脱之。」

治承5年(1181)正月14日に高倉上皇が崩御し，諒闇となった。同月29日に出仕した時の九条兼実の喪服は次のようなものであった。

薄色直衣指貫，各有同色裏，鈍色衣一重，普通諒闇白衣也，而嘉承，知足院殿，着鈍色張單給，遂彼例也，白下袴，無文冠，卷纓，例履，裏押鈍色練絹例。

(『玉葉』治承5年1月14日条)

この時の直衣の「薄色」であるが，平安時代においては一般的に「薄色」というと，薄紫か薄二藍かのいずれかである。しかし，この時の以下の記述から薄鼠色であったことが分かる。

今日除服，新院御服也，出河原，陰陽師漏刻博士憲成，陪膳季長，役兼親，余，着例諒闇直衣，鈍色也，日来，所着之薄鼠色直衣，指貫等，賜陰陽師了。(『玉葉』治承5年3月6日条)

即ち，3月6日に除服したのであるが，それまでずっと着けていた「薄鼠色直衣」と記されており，1月29日の出仕の時の「薄色」は「薄鼠色」であったことが窺える。除服前の出仕時の兼実の装束は，「卷纓無文冠・表裏とも薄鼠色の直衣と指貫・鈍色衣の一重ね・白下袴・裏に鈍色練絹を張り付けた履」という構成であった。ただ，兼実の記述によれば，衣の色は一般的には諒闇の時は白であったが，嘉承2年(1107)の堀河天皇崩御の時に，関白藤原忠実(知足院)が鈍色衣を着用したのが先例となり，以降諒闇の時の衣は鈍色になったことが窺える。また，除服後の諒闇装束として兼実は鈍色直衣を着用している。中期の例にもみられたように，束帯の場合は橡色であるが，直衣の場合は褻服なので色を重くして鈍色ということなのであろう<sup>\*9</sup>。下には，鈍色衣を重ねたと思われる。

大治4年(1129)閏7月11日に，白河法皇の五七日の法事が行われたのであるが，宗忠はこの時の自らの喪服について次のように記している。

仍午時許，初着心喪装束参入，冠表衣服如常，下襲青朽葉，表袴青鈍色，裏大口紅，單衣白，無文玉，但垂纓也。今日人々多卷纓也。予老屈之上，垂纓又有先例之故也。(『中右記』大治4年7月11日条)

常の綾冠・綾袍で下襲と表袴が青朽葉色と青鈍色という装束である。宗忠は白河法皇には仕えていなかったもので，輕服の心喪装束で参会している。しかも冠は垂纓であった。しかし，他の多くの者は卷纓にしてい

<sup>\*9</sup>『玉葉』安元2年7月23日条にも，「此日依為吉日，初着諒闇装束，鈍色直衣，平絹也，指貫無文，卷纓冠等也。」と，兼実の諒闇直衣のことがみえる。



## 平安時代の喪服

た。先に記したように、葬送の後は垂纓とするのが正式であったので彼は垂纓としたが（老屈の故と弁解しているが）、巻纓にすることが一般的になりつつあることがわかる。

前稿でみたように、平安後期になると錫紵装束も重装束になっていったが、このことと並行して、諒闇・心喪装束もより重い装束へと変化していることが窺える。

## 5. ま と め

以上平安時代を前期・中期・後期の三期に分けて宮中を中心とした服喪服をみてきたのであるが、平安時代を通じて、基本的には前期に成立した服喪服の制が継承され続けたことが窺える。それぞれの時期の服喪服をまとめると以下の如くなる。

## 《前期》

## ○諒闇の時

## ・天皇

日常的服喪服：堅絹冠・黒椶衣

法要時の装い：

重服冠（切上緒縄纓冠）・黒椶袍・鈍色下襲・鈍色表袴・烏犀黒角帯・黒造劔・赤沓

## ・諸臣

日常的参殿服：黒椶袍

本官の役に就く時：位袍

いずれも冠は無文冠と思われる。

## ○諒闇以外の時

## ・天皇

薄鈍色衣が一般的であったが、心境によりその色を濃くすることも行われた。

## ・諸臣：薄鈍色が基本。冠は無文冠と思われる。

## ○貴族達の私的な喪服

## ・重服の場合（この時は忌籠もる）

日常的服喪服：濃鈍色衣

法要時：

重服冠（切上緒縄纓冠）・濃鈍色袍・鈍色下襲・鈍色表袴・牛角帯・黒革沓

## ・軽服の場合の参殿等の装い：

無文冠・位袍・黒表袴・襪・沓

○重服の場合は1年の服喪期間終了の後も、1カ月間だけは心喪装束を着用。

綾冠（又は無文冠）・綾袍・青朽葉下襲・青鈍袴  
女性の場合は、薄鈍色。

中期以降もこの制は継承されてゆく。

## 《中期》

## ○諒闇の時

前期に成立した喪服の制が中期にもそのまま継承され、前期のものと殆ど変化ない。

## ○諒闇以外の公の時

## ・冠と袍

最も重いもの：無文冠・鈍色袍（鈍色が濃いほど重い）

これに次ぐもの：無文冠・無文袍

最も軽いもの：綾冠（常の冠）・綾袍

これらの組み合わせをベースにして、更に心境により下襲・袴の色を変える。

## ・下襲・袴の色

重い順に：鈍色、青鈍色、青朽葉色、黄朽葉色

これらの冠・袍・下襲・袴を心境により種々組み合わせて装った。

四十九日が一つの区切りとして重視されるようになり、四十九日までは、亡くなった先帝の親族や旧臣は鈍色で参院し、宮中参内の時は心喪装束（前期のものと同様のもの）を装った。そして、四十九日を過ぎると鈍色はより薄くした。

また、素服を除いた後の服喪期間の参殿服も心喪装束であった。

## ○貴族達の私的な喪服

公に準じるが、親が亡くなった場合は重服冠をかぶる。

## ○女性の喪服

## ・中宮・皇女・上流貴族の女性：

鈍色小袿・鈍色衣・萱草色袴

## ・女房：鈍色唐衣・鈍色裳・鈍色衣・萱草色袴

親疎により鈍色の色を濃くしたり薄くしたりすることも男性と同様。

## 《後期》

後期になっても宮中における諒闇服が黒椶色で、亡き天皇の親族や諸臣は日常的に鈍色を着けたことには変わり無いが、椶色や鈍色はより濃くなってゆき、下に重ねる衣の色も、従来は白色であったものが12世紀になると鈍色へと変化した。また、冠の纓も葬送までが巻纓で以後は垂纓というのが慣習であったが、次第に巻纓が一般的となっていった。

平安時代の服喪服は、前期に養老喪葬令をベースとして一定の様式が生まれ、人の死と関わる装いという特殊性からか、後期まではほぼその基本線は継承されて

いった。しかし、中期まではまだその制は確たるものではなく、その時々で前例を参照しながら形を決めるというものであったが、後期になるとその形式は有る程度定まり、以降の有職の世界に継承されてゆくのである。

そしてこれらの服喪装束は、形式が定まることと相俟って、時間の経過とともにより重い装いとなっていた。この傾向は、前稿でみた素服装束も同じであった。後期になると、日常の装いにも強装束の登場という新しい動きがみえ、服飾全体が威儀張ったより形式化したものへと変化してゆく。これは、新興勢力の台頭に脅かされつつあった貴族達の、内面表現の産物とも解釈される。この風潮と、喪服が形式化し、より重装束になってゆくこととは重なる部分があるであろう。

#### 引用文献

- 1) 岡田重精：服忌考，皇学館大紀要，**15**，234-239 (1977)

- 2) 増田美子：椽に関する一考察，風俗，**29** (2)，25-36 (1990)
- 3) 上村六郎：萬葉染色考，『上村六郎染色著作集3』，思文閣出版，京都，18 (1980)
- 4) 章 景明（本田二郎訳補）：『先秦喪服制度考』，角川書店，東京，286 (1974)

#### 引用史料

- 『令集解』『日本後紀』『続日本後紀』『日本紀略』は国史大系本（吉川弘文館）を使用。  
 『西宮記』は故實叢書本（明治図書）を使用。  
 『左経記』『中右記』『長秋記』は史料大成本（臨川書店）を使用。  
 『玉葉』『名月記』は国書刊行会本（弘文堂）を使用。  
 『小右記』は大日本古記録本（岩波書店）を使用。  
 『吏部王記』は史料纂集本（続群書類従完成会）を使用。  
 『栄花物語』『源氏物語』は日本古典文学大系本（岩波書店）を使用。  
 『愚昧記』は陽明叢書本（思文閣出版）を使用。